

# 安芸市公共施設等総合管理計画



平成28年12月

(令和4年3月改訂)

(令和6年3月改訂)

安 芸 市

## 目 次

|                           |             |
|---------------------------|-------------|
| はじめに                      | ・・・・・・・・ 1  |
| 1. 公共施設等総合管理計画策定の背景       | ・・・・・・・・ 2  |
| 2. 公共施設等総合管理計画の改訂について     | ・・・・・・・・ 4  |
| 3. 安芸市の現状と課題              |             |
| (1) 公共施設（建物）の現状と課題        | ・・・・・・・・ 6  |
| (2) インフラ資産一覧と推移           | ・・・・・・・・ 10 |
| (3) 有形固定資産減価償却率の推移        | ・・・・・・・・ 11 |
| (4) 過去に行った対策の実績           | ・・・・・・・・ 12 |
| (5) 人口の現状と課題              | ・・・・・・・・ 14 |
| (6) 財政の現状と課題              | ・・・・・・・・ 16 |
| 4. 今後の更新費用等の見込み           | ・・・・・・・・ 18 |
| 5. 予防保全の取組について            | ・・・・・・・・ 21 |
| 6. 総合的かつ計画的な管理に関する基本的な考え方 |             |
| (1) 計画期間                  | ・・・・・・・・ 22 |
| (2) 計画の位置付け               | ・・・・・・・・ 22 |
| (3) 推進体制                  | ・・・・・・・・ 23 |
| (4) 基本方針                  | ・・・・・・・・ 23 |

## はじめに

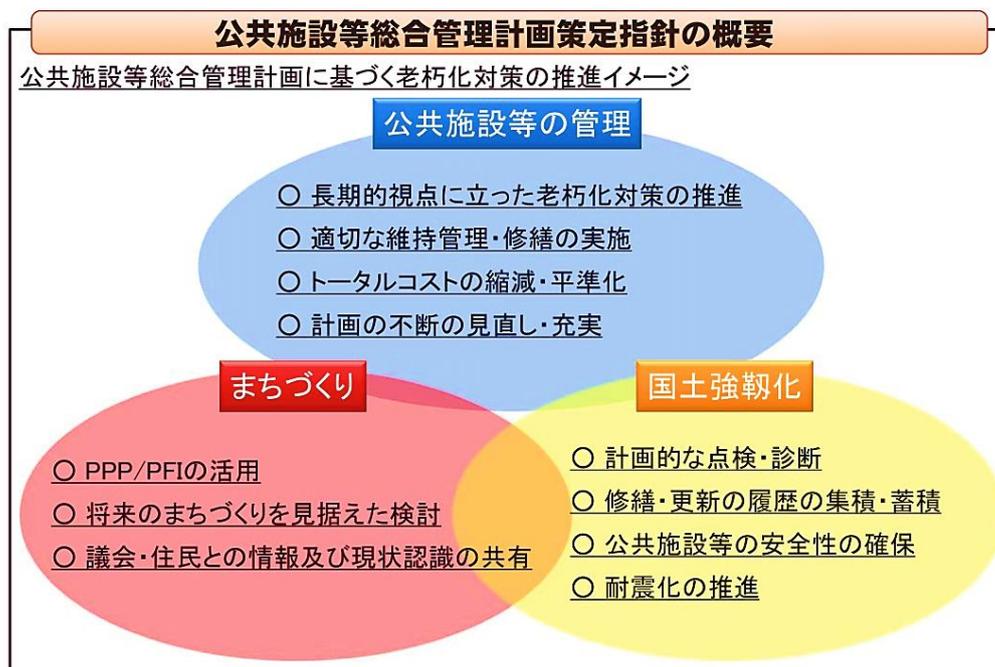
我が国においては、公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっています。

地方公共団体においても、厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となっています。また、このように公共施設等を総合的かつ計画的に管理することは、地域社会の実情にあった将来のまちづくりを進める上で不可欠であるとともに、昨今推進されている国土強靱化（ナショナル・レジリエンス）にも資するものです。

国においては、「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」（平成25年6月14日閣議決定）における「インフラの老朽化が急速に進展する中、「新しく造ること」から「賢く使うこと」への重点化が課題である。」との認識のもと、平成25年11月には、「インフラ長寿命化基本計画」が策定されたところです。

こうした国の動きと歩調を合わせて老朽化対策に取り組むことが必要であることから、平成26年4月に、「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」（平成26年4月22日付総財務第74号総務大臣通知）により、「インフラ長寿命化基本計画」の行動計画にあたる「公共施設等総合管理計画」の策定が要請されました。

安芸市も、財政は依然として厳しい状況にあるなかで、過去に建設された公共施設等が、これから大量に更新時期を迎えます。さらに、人口減少や少子高齢化などによる公共施設等の利用需要の変化にも的確に対応しなければなりません。今後も持続可能な行財政運営を続けていくためにも、コスト意識や経営的視点を持って財政負担の軽減・平準化に努めることが重要です。課題を客観的に把握・分析し、真に必要な行政サービスを提供し続けるために、計画的かつ最適な施設配置を推進する基本方針として『安芸市公共施設等総合管理計画』（以下、「本計画」という。）を策定します。



# 1. 公共施設等総合管理計画策定の背景

## 国の動向

国においては、平成 25 年 11 月にインフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議においてとりまとめられた「インフラ長寿命化基本計画」に基づき、国土交通省が管理・所管するあらゆるインフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中長期的な取組みの方向性を明らかにする計画として、平成 26 年 5 月、国土交通大臣を議長とする「社会資本の老朽化対策会議」において、「国土交通省インフラ長寿命化計画（行動計画）」がとりまとめられました。

これに基づき、新設から撤去までの、いわゆるライフサイクルの延長のための対策という狭義の長寿命化の取組みに留まらず、更新を含め、将来にわたって必要なインフラの機能を発揮し続けるための取組みを実行することにより、これまで進めてきたメンテナンスサイクルの構築と継続的な発展につなげていくこととしています。

## 国のインフラ長寿命化基本計画の概要 H25.11.29 インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定

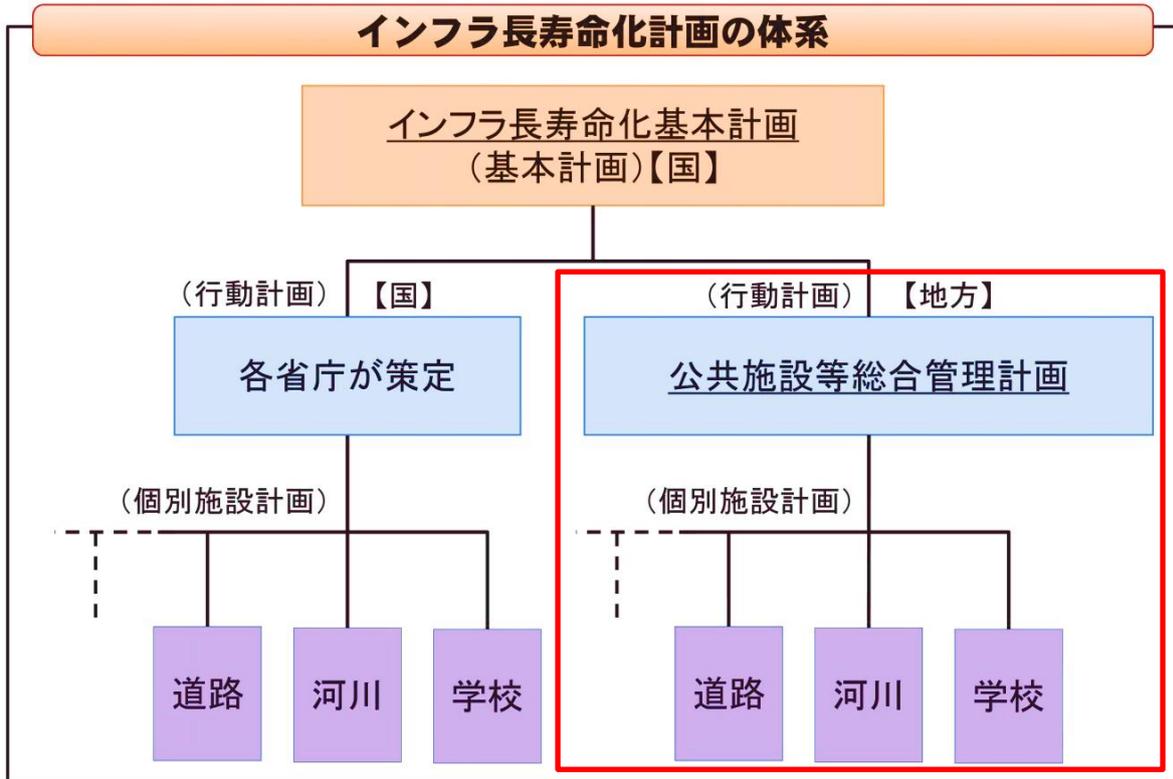
- 個別施設毎の長寿命化計画を核として、メンテナンスサイクルを構築
- メンテナンスサイクルの実行や体制の構築等により、トータルコストを縮減・平準化
- 産学官の連携により、新技術を開発・メンテナンス産業を育成

|  |   |       |                           |       |                             |        |                                |            |                                   |           |   |      |   |       |  |        |              |
|--|---|-------|---------------------------|-------|-----------------------------|--------|--------------------------------|------------|-----------------------------------|-----------|---|------|---|-------|--|--------|--------------|
| <h3>1. 目指すべき姿</h3> <p><b>○安全で強靱なインフラシステムの構築</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ メンテナンス技術の基盤強化、新技術の開発・導入を通じ、厳しい地形、多様な気象条件、度重なる大規模災害等の脆弱性に対応</li> <li>【目標】老朽化に起因する重要インフラの重大事故ゼロ（2030年）等</li> </ul> <p><b>○総合的・一体的なインフラマネジメントの実現</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 人材の確保も含めた包括的なインフラマネジメントにより、インフラ機能を適正化・維持し、効率的に持続可能で活力ある未来を実現</li> <li>【目標】適切な点検・修繕等により行動計画で対象とした全ての施設の健全性を確保（2020年頃）等</li> </ul> <p><b>○メンテナンス産業によるインフラビジネスの競争力強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 今後のインフラビジネスの柱となるメンテナンス産業で、世界のフロントランナーの地位を獲得</li> <li>【目標】点検・補修等のセンサー・ロボット等の世界市場の3割を獲得（2030年）</li> </ul> | <h3>3. インフラ管理者等が策定すべき計画</h3> <p><b>○インフラ長寿命化計画（行動計画）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 計画的な点検や修繕等の取組を実施する必要性が認められる全てのインフラでメンテナンスサイクルを構築・継続・発展させるための取組の方針（対象施設の現状と課題／維持管理・更新コストの見通し／必要施策に係る取組の方向性 等）</li> </ul> <p><b>○個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 施設毎のメンテナンスサイクルの実施計画（対策の優先順位の考え方／個別施設の状態等／対策内容と時期／対策費用 等）</li> </ul>  |       |                           |       |                             |        |                                |            |                                   |           |   |      |   |       |  |        |              |
| <h3>2. 基本的な考え方</h3> <p><b>○インフラ機能の確実かつ効率的な確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ メンテナンスサイクルの構築や多段階の対策により、安全・安心を確保</li> <li>➢ 予防保全型維持管理の導入、必要性の低い施設の統廃合等によりトータルコストを縮減・平準化し、インフラ投資の持続可能性を確保</li> </ul> <p><b>○メンテナンス産業の育成</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 産学官連携の下、新技術の開発・積極公開により民間開発を活性化させ、世界の最先端へ誘導</li> </ul> <p><b>○多様な施策・主体との連携</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 防災・減災対策等との連携により、維持管理・更新を効率化</li> <li>➢ 政府・産学界・地域社会の相互連携を強化し、限られた予算や人材で安全性や利便性を維持・向上</li> </ul>  | <h3>4. 必要施策の方向性</h3> <table border="1"> <tr> <td>点検・診断</td> <td>定期的な点検による劣化・損傷の程度や原因の把握 等</td> </tr> <tr> <td>修繕・更新</td> <td>優先順位に基づく効率的かつ効果的な修繕・更新の実施 等</td> </tr> <tr> <td>基準類の整備</td> <td>施設の特徴を踏まえたマニュアル等の整備、新たな知見の反映 等</td> </tr> <tr> <td>情報基盤の整備と活用</td> <td>電子化された維持管理情報の収集・蓄積、予防的な対策等への利活用 等</td> </tr> <tr> <td>新技術の開発・導入</td> <td>ICT、センサー、ロボット、非破壊検査、補修・補強、新材料等に関する技術等の開発・積極的な活用 等</td> </tr> <tr> <td>予算管理</td> <td>新技術の活用やインフラ機能の適正化による維持管理・更新コストの縮減、平準化 等</td> </tr> <tr> <td>体制の構築</td> <td>〔国〕技術等の支援体制の構築、資格・研修制度の充実<br/>〔地方公共団体等〕維持管理・更新部門への人員の適正配置、国の支援制度等の積極的な活用<br/>〔民間企業〕入札契約制度の改善 等</td> </tr> <tr> <td>法令等の整備</td> <td>基準類の体系的な整備 等</td> </tr> </table> | 点検・診断 | 定期的な点検による劣化・損傷の程度や原因の把握 等 | 修繕・更新 | 優先順位に基づく効率的かつ効果的な修繕・更新の実施 等 | 基準類の整備 | 施設の特徴を踏まえたマニュアル等の整備、新たな知見の反映 等 | 情報基盤の整備と活用 | 電子化された維持管理情報の収集・蓄積、予防的な対策等への利活用 等 | 新技術の開発・導入 | ICT、センサー、ロボット、非破壊検査、補修・補強、新材料等に関する技術等の開発・積極的な活用 等 | 予算管理 | 新技術の活用やインフラ機能の適正化による維持管理・更新コストの縮減、平準化 等 | 体制の構築 | 〔国〕技術等の支援体制の構築、資格・研修制度の充実<br>〔地方公共団体等〕維持管理・更新部門への人員の適正配置、国の支援制度等の積極的な活用<br>〔民間企業〕入札契約制度の改善 等 | 法令等の整備 | 基準類の体系的な整備 等 |
| 点検・診断  | 定期的な点検による劣化・損傷の程度や原因の把握 等   |       |                           |       |                             |        |                                |            |                                   |           |   |      |   |       |  |        |              |
| 修繕・更新  | 優先順位に基づく効率的かつ効果的な修繕・更新の実施 等   |       |                           |       |                             |        |                                |            |                                   |           |   |      |   |       |  |        |              |
| 基準類の整備   | 施設の特徴を踏まえたマニュアル等の整備、新たな知見の反映 等  |       |                           |       |                             |        |                                |            |                                   |           |   |      |   |       |  |        |              |
| 情報基盤の整備と活用   | 電子化された維持管理情報の収集・蓄積、予防的な対策等への利活用 等   |       |                           |       |                             |        |                                |            |                                   |           |   |      |   |       |  |        |              |
| 新技術の開発・導入  | ICT、センサー、ロボット、非破壊検査、補修・補強、新材料等に関する技術等の開発・積極的な活用 等   |       |                           |       |                             |        |                                |            |                                   |           |   |      |   |       |  |        |              |
| 予算管理   | 新技術の活用やインフラ機能の適正化による維持管理・更新コストの縮減、平準化 等   |       |                           |       |                             |        |                                |            |                                   |           |   |      |   |       |  |        |              |
| 体制の構築  | 〔国〕技術等の支援体制の構築、資格・研修制度の充実<br>〔地方公共団体等〕維持管理・更新部門への人員の適正配置、国の支援制度等の積極的な活用<br>〔民間企業〕入札契約制度の改善 等  |       |                           |       |                             |        |                                |            |                                   |           |   |      |   |       |  |        |              |
| 法令等の整備   | 基準類の体系的な整備 等  |       |                           |       |                             |        |                                |            |                                   |           |   |      |   |       |  |        |              |
|  | <h3>5. その他</h3> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 戦略的なインフラの維持管理・更新に向けた産学官の役割の明示</li> <li>➢ 計画のフォローアップの実施</li> </ul>  |       |                           |       |                             |        |                                |            |                                   |           |   |      |   |       |  |        |              |

平成 27 年・28 年の経済財政運営と改革の基本方針（骨太方針）でも、地方財政の「見える化」の取組みとして、公共施設等総合管理計画について次のような記載がされており、国と地方を通じた経済・財政一体改革の指針となっています。

地方財政の「見える化」の取組みとして、財政状況資料集の活用や固定資産台帳の整備を含む統一的な基準による地方公会計の整備促進についても記載されており、これらの取組みと連動しながら積極的な情報開示に努めます。

## インフラ長寿命化計画の体系



## 骨太方針(平成 27 年・平成 28 年)における公共施設等総合管理計画関係の記載

経済財政運営と改革の基本方針 2015～経済再生なくして財政健全化なし～(平成 27 年 6 月 30 日閣議決定)

第3章「経済・財政一体改革」の取組-「経済・財政再生計画」 5. 主要分野ごとの改革の基本方針と重要課題

[2]社会資本整備等

(時間軸)

地方公共団体の公共施設等については、**固定資産台帳の整備、地方公会計制度の導入を進め、平成 28 年度末までの公共施設等総合管理計画の策定に向けた取組を加速する。**

(賢く使う観点からの取組)

…公共施設等総合管理計画の策定に当たっては、コストの公開、住民の意向把握、利用者負担の検討等を行う。あわせて、関係府省庁・地方公共団体が適切な連携を図り、施設の集約・縮減にまで踏み込んだ同計画の策定や、国有資産の最適利用を加速するとともに、…また、公共施設等総合管理計画の実施については、財政支援における同計画策定の要件化、地方財政措置の改善等を通じ、ストック適正化に向けて国が積極的な役割を果たす。

[3]地方行財政改革・分野横断的な取組等

(時間軸)

ストック情報(固定資産台帳を含む地方公会計、公共施設等総合管理計画等)を集中改革期間内に整備し開示する。

(国と地方を通じた歳出効率化・地方自治体の経営資源の有効活用)

2018 年度(平成 30 年度)までの集中改革期間に、自治体の行政コストやインフラの保有・維持管理情報等(公共施設等総合管理計画の策定、地方公会計の整備、公営企業会計の適用拡大、地方交付税の各自治体への配分の考え方・内訳の詳細・経年変化など)の「見える化」を徹底して進め、誰もが活用できる形での情報開示を確実に実現する。

経済財政運営と改革の基本方針 2016～600 兆円経済への道筋～(平成 28 年 6 月 2 日閣議決定)

第3章 経済・財政一体改革の推進 5. 主要分野ごとの改革の取組

(2)社会資本整備等 ③公的ストックの適正化

**地方公共団体において本年度中に「公共施設等総合管理計画」が策定され、今後は「個別施設計画」の策定に移行するが、その中で集約化・複合化等が着実に進められることが必要**である。そのため、上下水道、文教施設、都市公園、公営住宅について、集約化・複合化等を実効性をもって進めるための具体的なガイドラインを策定するほか、公共施設のストック量や、一定の期間を定めて中長期の維持管理・更新費の見通し、住民一人当たりの維持管理に要する経費等を地方公共団体間で比較可能な形で示す「見える化」を着実に推進するとともに、都道府県においてもその取組を支援する。

## 2. 公共施設等総合管理計画の改訂について

### 背景

これまで安芸市では、本計画に基づいた公共施設マネジメントに取り組んできましたが、策定から一定の期間が経過するとともに、国から、平成30年2月に、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂について（平成30年2月27日付総財務第28号総務省自治財政局財務調査課長通知）」や、令和3年1月の、「令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しにあたっての留意事項（令和3年1月26日総財務第6号総務省自治財政局財務調査課長通知）」により、総合管理計画について、不断の見直しを実施し充実させていくことや、その見直しに際しての記載事項の考え方などが示され、さらに、「インフラ長寿命化基本計画」の行動計画にあたる、「インフラ長寿命化計画（行動計画）」が各省において見直されたことを踏まえ、令和3年度中に公共施設等総合管理計画の見直しを行うこととする留意事項も示されるなど、長寿命化等を計画的に行うことによる財政負担の軽減・平準化や公共施設等の最適な配置の実現が求められています。

こうした経緯や、令和3年3月に策定した「安芸市公共施設等個別施設計画」を踏まえ、公共施設マネジメントの更なる推進に必要な改訂を行います。

### 公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂概要

各地方公共団体において、策定した総合管理計画の推進を総合的かつ計画的に図るとともに、総合管理計画について不断の見直しを実施し、充実させていくため、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」を改訂(H30.2)。

#### 総合管理計画の推進体制等について

##### 1. 全庁的な体制構築

個別施設計画の策定や具体的な施設の適正管理に係る取組の検討について、各施設所管部局を中心に行われ、全体として、効果的な計画の推進がなされないおそれがあるため、総合管理計画の策定・改訂の検討段階から、全庁的な体制を構築して取り組むことが望ましいこと。

(例)

- ・公共施設等の情報の管理・集約
- ・個別施設計画策定の進捗管理、総合管理計画の進捗状況の評価等の集約
- ・部局横断的な施設の適正管理の取組を検討する場の創設

##### 2. PDCAサイクルの確立

総合管理計画に定めたPDCAサイクルの期間ごとに、設定した数値目標に照らして取組を評価し、計画の改訂につなげていくなど、PDCAサイクルの確立に努めることが望ましいこと。

#### 総合管理計画の充実について

##### 3. 総合管理計画の不断の見直し・充実

総合管理計画の策定後も、点検・診断や個別施設計画に記載した対策の内容等を反映させるなど、不断の見直しを実施し順次充実させていくことが望ましいこと。

##### 4. 維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込み

維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込みについて、以下の区分により示すことが望ましいこと。  
※財源の見込みについても記載することが望ましい。

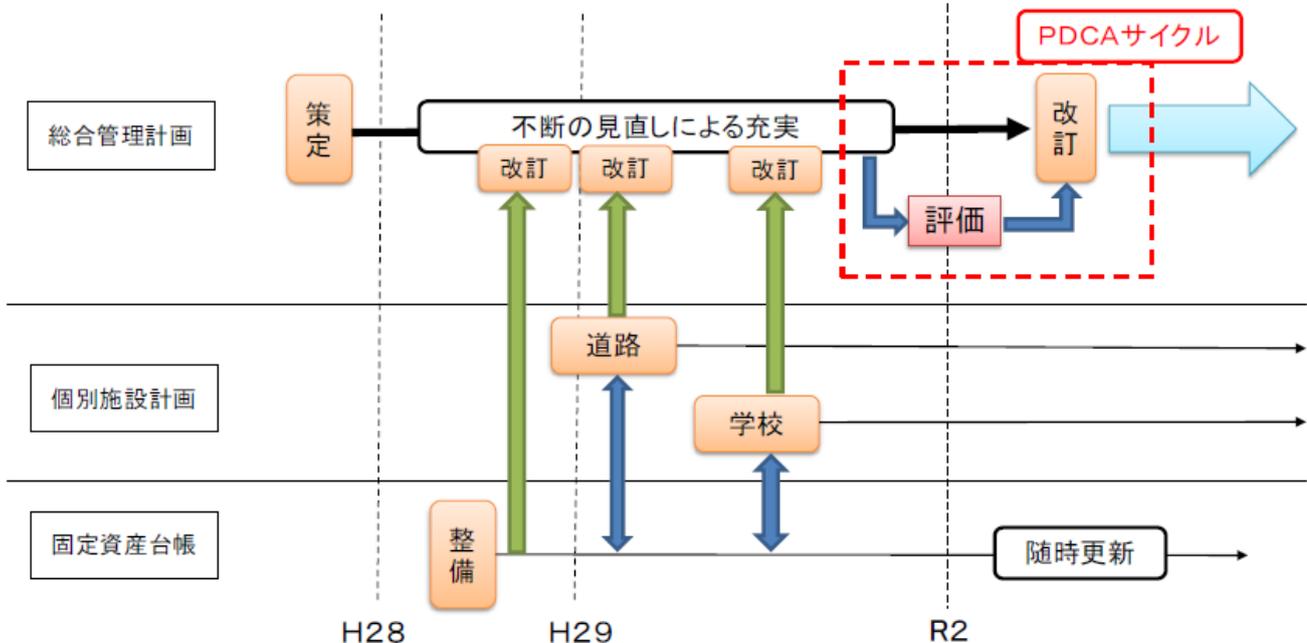
- ・期間: 30年程度以上
- ・会計区分: 普通会計及び公営事業会計
- ・建物区分: 建築物及びインフラ施設
- ・経費区分: 維持管理・修繕、改修及び更新等

##### 5. ユニバーサルデザイン化の推進方針

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、公共施設等の適正管理を行う中でユニバーサルデザイン化を推進していくため、「ユニバーサルデザイン2020行動計画」におけるユニバーサルデザインの街づくりの考え方を踏まえ、「ユニバーサルデザイン化の推進方針」について記載すること。

## 総合管理計画の見直し・改訂

- 総合管理計画については、策定の検討時点において把握可能な公共施設等の状態や取組状況等を整理し策定したものであることから、その内容は、策定後も、総合管理計画及び個別施設計画の策定に伴い実施する点検・診断や個別施設計画に記載した対策の内容等を反映させるなど、不断の見直しを実施し順次充実させていくこと。
- 総合管理計画に定めたPDCAサイクルの期間ごとに、設定した数値目標に照らして取組を評価し、総合管理計画の改訂につなげていくなど、PDCAサイクルの確立に努めること。



## 公共施設等総合管理計画におけるPDCAサイクルのイメージ

### 公共施設等総合管理計画

平成28年度までに策定  
個別施設計画等の進捗に伴って充実、改訂

#### 総合管理計画策定の目的

- ・更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行うことによる財政負担の軽減・平準化
- ・公共施設等の最適配置の実現

#### ○ 公共施設等の現況及び将来の見通し

##### 中長期的な維持管理・更新等の経費の見込み

既存施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の(自然体の)経費見込み

個別施設計画に基づく対策効果を反映した経費見込み

対策による効果額

令和3年度までに記載

充て可能な財源の見込み

比較

#### ○ 公共施設等の管理の基本的な方針

- 計画期間
- 全庁的な取組体制等
- 公共施設等の管理の基本的な考え方
- ①点検・診断の実施方針
- ②維持管理・更新等の実施方針
- ③安全確保の実施方針
- ④耐震化の実施方針
- PDCAサイクルの推進方針

##### 数値目標の設定

- ・公共施設等の数・延べ床面積等に関する目標
- ・トータルコストの縮減・平準化に関する目標
- ⑤長寿命化の実施方針
- ⑥ユニバーサルデザイン化の推進方針
- ⑦統廃合や廃止の推進方針
- ⑧総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

PDCA  
サイクル

令和2年度までに策定完了

個別施設計画 A

個別施設計画 B

個別施設計画 C

個別施設計画 D

### 3. 安芸市の現状と課題

#### (1) 公共施設（建物）の現状と課題

##### ① 保有資産一覧と推移

| 大分類     | 中分類     | 小分類     | 平成 28 年度策定時 |            | 令和 3 年度改訂時 |            | 増減  |           |
|---------|---------|---------|-------------|------------|------------|------------|-----|-----------|
|         |         |         | 施設数         | 延床面積       | 施設数        | 延床面積       | 施設数 | 延床面積      |
| 行政系施設   | 庁舎      | 庁舎      | 1           | 4,690.51㎡  | 1          | 4,690.51㎡  | 0   | 0㎡        |
|         | 消防施設    | 消防庁舎    | 1           | 3,051.50㎡  | 1          | 3,051.38㎡  | 0   | ▲0.12㎡    |
|         |         | 分団屯所・車庫 | 14          | 1,563.78㎡  | 14         | 1449.54㎡   | 0   | ▲114.24㎡  |
|         |         | 車両      | 37          |            | 38         |            | 1   |           |
|         |         | 防火水槽    | 126         |            | 129        |            | 3   |           |
|         | 元気バス    | 元気バス    | 7           |            | 9          |            | 2   |           |
|         | その他公共施設 | 駅前広場    | 4           | 618.40㎡    | 4          | 255.40㎡    | 0   | ▲363.00㎡  |
|         |         | 墓地      | 2           | 222.10㎡    | 1          | 210.34㎡    | ▲2  | ▲11.76㎡   |
|         | 防災施設    | 津波避難タワー | 4           | 1,410.66㎡  | 10         | 2,709.41㎡  | 6   | 1,298.75㎡ |
|         |         | 防災行政無線  | 65          |            | 68         |            | 3   |           |
| 避難路     |         | 18      |             | 22         |            | 3          |     |           |
| 保健福祉系施設 | 保健福祉施設  | 保健福祉施設  | 4           | 2,349.77㎡  | 4          | 2,278.13㎡  | 0   | ▲71.64㎡   |
|         | 高齢者福祉施設 | 高齢者福祉施設 | 3           | 684.34㎡    | 3          | 684.34㎡    | 0   | 0㎡        |
|         | 児童福祉施設  | 保育所     | 10          | 7,191.43㎡  | 9          | 6,967.12㎡  | 0   | ▲224.31㎡  |
|         |         | 児童センター  | 1           | 324.00㎡    | 1          | 324.00㎡    | 0   | 0㎡        |
| 環境衛生系施設 | 環境施設    | ごみ処理施設  | 3           | 2,379.19㎡  | 3          | 2,379.19㎡  | 0   | 0㎡        |
|         |         | し尿処理施設  | 1           | 1,758.64㎡  | 1          | 1,758.64㎡  | 0   | 0㎡        |
|         | 衛生施設    | 火葬場     | 1           | 949.89㎡    | 1          | 949.89㎡    | 0   | 0㎡        |
| 産業系施設   | 農林業施設   | 農業振興施設  | 5           | 5,538.37㎡  | 4          | 5,454.10㎡  | ▲1  | ▲84.27㎡   |
|         |         | 林業振興施設  | 4           | 522.55㎡    | 2          | 173.93㎡    | ▲2  | ▲348.62㎡  |
|         | 水産業施設   | 漁業振興施設  | 11          | 4,214.36㎡  | 9          | 4,148.36㎡  | ▲2  | ▲66.00㎡   |
|         | 商工・観光施設 | 商工施設    | 2           | 4,221.50㎡  | 3          | 4,636.34㎡  | 1   | 414.84㎡   |
|         |         | 観光施設    | 9           | 3,407.74㎡  | 9          | 3,227.59㎡  | 0   | ▲180.15㎡  |
| 学校教育系施設 | 学校      | 小学校     | 12          | 25,907.81㎡ | 12         | 26,066.81㎡ | 0   | 159.00㎡   |
|         |         | 中学校     | 5           | 12,454.80㎡ | 5          | 12,689.80㎡ | 0   | 235.00㎡   |
|         |         | 給食センター  | 1           | 1,013.80㎡  | 1          | 1,013.80㎡  | 0   | 0㎡        |
| 社会教育系施設 | 集会施設    | 公民館     | 16          | 4,729.53㎡  | 16         | 4,814.01㎡  | 0   | 84.48㎡    |
|         |         | 集会所等    | 54          | 4,633.38㎡  | 55         | 4,833.38㎡  | 1   | 200.00㎡   |
|         | 文化施設    | 市民会館    | 1           | 2,468.88㎡  | 1          | 2,468.88㎡  | 0   | 0㎡        |
|         |         | 図書館     | 1           | 1,047.00㎡  | 1          | 1,047.00㎡  | 0   | 0㎡        |
|         |         | 女性の家    | 1           | 726.57㎡    | 1          | 726.57㎡    | 0   | 0㎡        |
|         |         | 市民館     | 3           | 1,069.46㎡  | 3          | 1,069.46㎡  | 0   | 0㎡        |
|         | 博物館     | 書道美術館   | 1           | 842.89㎡    | 1          | 941.44㎡    | 0   | 98.55㎡    |
|         |         | 歴史民俗資料館 | 1           | 821.38㎡    | 1          | 821.38㎡    | 0   | 0㎡        |

| 大分類     | 中分類      | 小分類      | 平成 28 年度策定時 |                          | 令和 3 年度改訂時 |                           | 増減  |                          |
|---------|----------|----------|-------------|--------------------------|------------|---------------------------|-----|--------------------------|
|         |          |          | 施設数         | 延床面積                     | 施設数        | 延床面積                      | 施設数 | 延床面積                     |
| スポーツ系施設 | スポーツ施設   | 総合運動場    | 1           | 3,883.37 m <sup>2</sup>  | 1          | 3,883.37 m <sup>2</sup>   | 0   | 0 m <sup>2</sup>         |
|         |          | 体育館      | 4           | 6,996.99 m <sup>2</sup>  | 4          | 5,674.99 m <sup>2</sup>   | 0   | ▲1,322.00 m <sup>2</sup> |
|         |          | プール      | 1           |                          | 1          |                           | 0   |                          |
| 市営住宅    | 市営住宅     | 公営住宅     | 15          | 16,270.66 m <sup>2</sup> | 14         | 16,386.49 m <sup>2</sup>  | ▲1  | 115.83 m <sup>2</sup>    |
|         |          | 改良住宅     | 33          | 22,255.77 m <sup>2</sup> | 33         | 22,785.16 m <sup>2</sup>  | 0   | 529.39 m <sup>2</sup>    |
| 公園      | 公園       | 公園内施設    | 14          | 561.54 m <sup>2</sup>    | 16         | 605.43 m <sup>2</sup>     | 2   | 43.89 m <sup>2</sup>     |
|         |          | 公園（敷地面積） | 52          | 481,183 m <sup>2</sup>   | 52         | 481,605 m <sup>2</sup>    | 0   | 422 m <sup>2</sup>       |
| 公営企業施設  | 水道施設     | 庁舎       | 1           | 730.31 m <sup>2</sup>    | 1          | 730.31 m <sup>2</sup>     | 0   | 0 m <sup>2</sup>         |
|         |          | 取水・浄水施設  | 9           | 415.35 m <sup>2</sup>    | 9          | 415.35 m <sup>2</sup>     | 0   | 0 m <sup>2</sup>         |
|         |          | 配水池      | 12          |                          | 12         |                           | 0   |                          |
|         |          | ポンプ場     | 7           | 131.50 m <sup>2</sup>    | 7          | 131.50 m <sup>2</sup>     | 0   | 0 m <sup>2</sup>         |
|         | 下水道施設    | 処理場      | 1           | 3,329.07 m <sup>2</sup>  | 1          | 3,329.07 m <sup>2</sup>   | 0   | 0 m <sup>2</sup>         |
|         |          | ポンプ施設    | 6           | 276.73 m <sup>2</sup>    | 6          | 276.73 m <sup>2</sup>     | 0   | 0 m <sup>2</sup>         |
|         | 農業集落排水施設 | 処理場      | 2           | 812.84 m <sup>2</sup>    | 2          | 812.84 m <sup>2</sup>     | 0   | 0 m <sup>2</sup>         |
|         |          | ポンプ施設    | 17          |                          | 17         |                           | 0   |                          |
| その他     | その他      | その他施設    | 14          | 4,237.59 m <sup>2</sup>  | 8          | 5,121.93 m <sup>2</sup>   | ▲6  | 884.34 m <sup>2</sup>    |
| 合計      |          |          | 562         | 160,651.1 m <sup>2</sup> | 656        | 161,993.91 m <sup>2</sup> | 94  | 1,342.81 m <sup>2</sup>  |

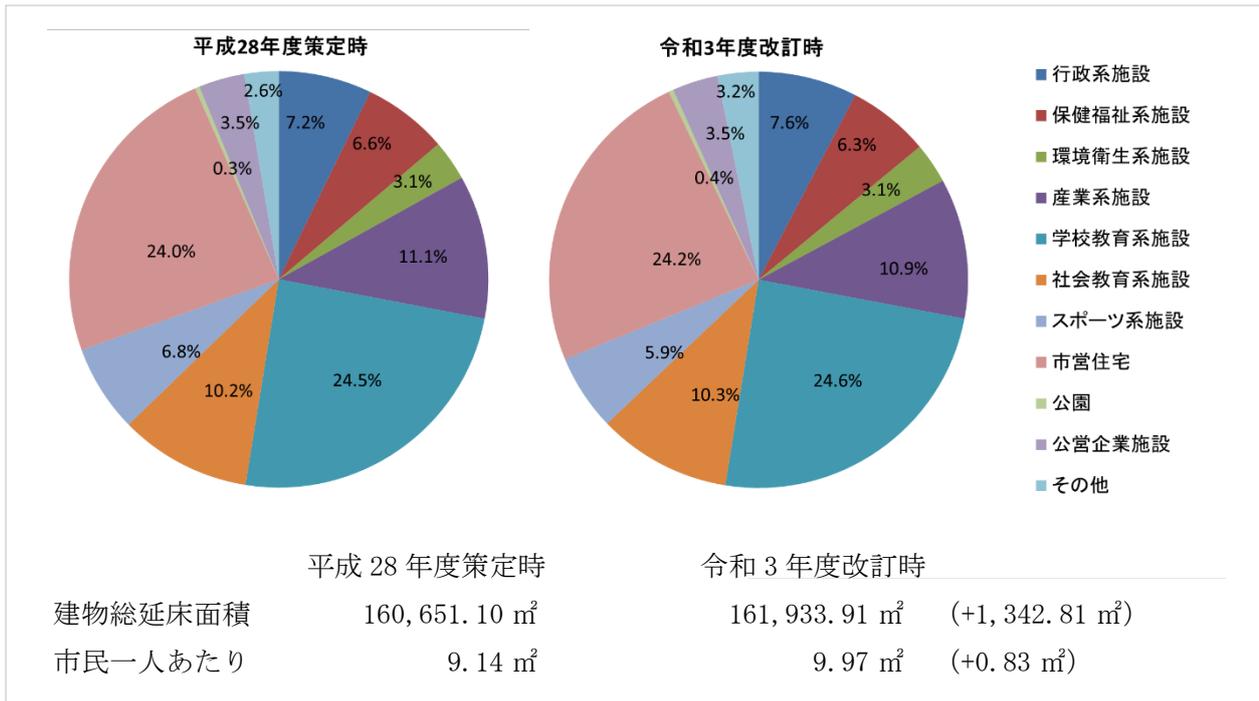
※平成 28 年度策定時は、平成 27 年度末固定資産台帳に基づく数値（平成 28 年度に整備した新火葬場面積のみ反映）

※令和 3 年度改訂時は、令和元年度末固定資産台帳に基づく数値

※施設数・延床面積は、施設の建物に係る面積（公園敷地面積除く）

※延床面積の増減は、個別施設計画の精査による変更も含む

## ②公共施設(建物)の大分類別面積割合



平成 28 年度策定時の安芸市が保有する公共施設の建物の総延床面積は、160,651.10 m<sup>2</sup> で市民一人あたり（17,577 人：平成 27 年国勢調査人口）の延床面積は 9.14 m<sup>2</sup> となっています。

建物の総延床面積の割合では、学校教育系施設と市営住宅が大きく、これらを合わせると 48.5% と約半分を占めています。続いて産業系施設、社会教育系施設がそれぞれ 1 割程度占めています。

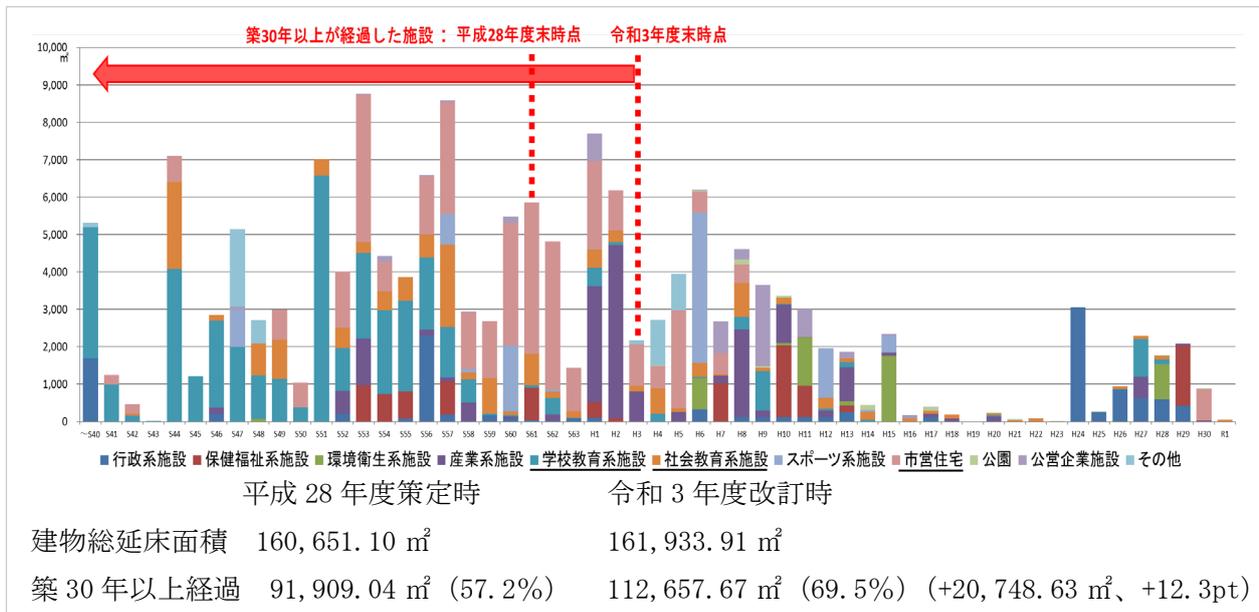
令和 3 年度改訂時では、面積割合に大きな変化はありませんでしたが、市民一人あたり（16,243 人：令和 2 年国勢調査人口）の延床面積は 9.97 m<sup>2</sup> となり、0.83 m<sup>2</sup> 増加しています。これは、総延床面積が増加したことに加え、人口減少が進んだことが要因となっています。

総務省が平成 24 年 3 月に公表した「公共施設及びインフラ資産の将来の更新費用の比較分析に関する調査結果（注①）」によると、公共施設の人口 1 人当たりの延床面積は、全国平均が 3.22 m<sup>2</sup>、人口 1～3 万人の同規模団体では 5.24 m<sup>2</sup> となっており、同条件で比較した場合、安芸市は 7.33 m<sup>2</sup>（注②）と、全国平均や同規模団体と比較しても多くなっています。

注① 回答数 111 市町村 平成 21 年度までに整備された公共施設を対象とし、公共施設は普通会計に属する延床面積が 50 m<sup>2</sup> 以上の建築物で算出  
人口は平成 22 年 3 月 31 日現在の住民基本台帳人口

注② 平成 26 年度末固定資産台帳に記載されている平成 21 年度までに整備された公共施設で、普通会計に属する延床面積が 50 m<sup>2</sup> 以上の建築物で算出  
人口は平成 22 年 3 月 31 日現在の住民基本台帳人口 19,899 人

### ③公共施設(建物)の大分類別整備年度



昭和 50 年代から平成のはじめにかけて多くの施設整備が進められてきており、大規模改修の目安とされる築 30 年が経過している施設は、平成 28 年度策定時は、160,651.10 m<sup>2</sup>のうち 91,909.04 m<sup>2</sup>であり、総延床面積に占める割合は 57.2%となっています。

大きな割合を占めている学校教育系施設は約 9 割が、市営住宅は約 6 割が築 30 年経過しています。

令和 3 年度改訂時では、築 30 年経過施設は 161,933.91 m<sup>2</sup>のうち 112,657.67 m<sup>2</sup>となり、20,748.63 m<sup>2</sup>増加し、総延床面積に占める割合は 69.5%と、12.3 ポイント増加しています。

また、学校教育系施設と市営住宅は約 9 割が、社会教育系施設は約 8 割が築 30 年を経過しており、これらの施設分類で 112,657.67 m<sup>2</sup>のうち 83,225.05 m<sup>2</sup>を占めています。

このように、老朽化してきている施設等の今後の在り方について検討する時期にきており、更新・長寿命化・修繕等を計画的に推進する必要があります。

平成 16 年以降は財政健全化の取組みにより、施設更新等が抑制されていたことから、今後は老朽化対策が大きな課題です。

昭和 56 年以前の旧耐震基準で建てられた建物のうち、保育所と学校については耐震対策を 100%実施しています。

公民館・集会所は、耐震化が必要な施設について順次耐震対策を実施しています。令和 3 年度改訂時では、下山公民館以外の公民館は平成 30 年度に、集会所は令和元年度にすべて耐震化を完了しました。

市営住宅は、先行して「市営住宅建替計画」や「公営住宅等長寿命化計画」を策定しており、耐用年数を経過した建物や耐震性の低い住宅で耐震化が困難なものは建替えることとし、耐用年数が残っており、耐震化が可能なものについては、順次対策を実施します。

耐震対策と合わせて老朽化対策が必要な施設は、市民会館、図書館であり、現在検討されている市役所庁舎及び市立安芸中学校跡地活用検討委員会の答申を踏まえ、市民会館や図書館の更新等の方針を検討します。

## (2) インフラ資産の一覧と推移

| 大分類    | 中分類      | 小分類    | 平成 28 年度策定時 |          | 令和 3 年度改訂時 |          | 増減  |         |
|--------|----------|--------|-------------|----------|------------|----------|-----|---------|
|        |          |        | 数           | 延長       | 数          | 延長       | 数   | 延長      |
| インフラ   | 道路・橋梁    | 市道     | 1,138       | 503,990m | 1,107      | 508,439m | ▲31 | 4,449m  |
|        |          | 橋梁     | 419         | 4,530m   | 427        | 4,536m   | 8   | 6m      |
|        |          | トンネル   | 13          | 529m     | 13         | 529m     | 0   | 0m      |
|        |          | 林道     | 15          | 57,889m  | 15         | 58,512m  | 0   | 623m    |
|        |          | 林道橋    | 16          | 211m     | 18         | 222m     | 2   | 11m     |
|        |          | 林道トンネル | 1           | 174m     | 1          | 174m     | 0   | 0m      |
|        |          | 農道     | 40          | 14,717m  | 40         | 14,707m  | 0   | ▲10m    |
|        |          | 農道橋    | 6           | 248m     | 6          | 249m     | 0   | 1m      |
|        | 農業用工作物   | ため池    | 9           |          | 8          |          | ▲1  |         |
|        |          | 堰・頭首工  | 27          |          | 27         |          | 0   |         |
|        | 河川       | 準用河川   | 13          | 39,070m  | 13         | 39,070m  | 0   | 0m      |
| 漁港     | 漁港       | 3      |             | 3        |            | 0        |     |         |
| 公営企業施設 | 水道施設     | 管渠     |             | 169,421m |            | 174,630m |     | 5,209m  |
|        | 下水道施設    | 管渠     |             | 51,241m  |            | 51,466m  |     | 225m    |
|        | 農業集落排水施設 | 管渠     |             | 13,625m  |            | 13,392m  |     | ▲233m   |
| 合計     |          |        | 1,700       | 855,645m | 1,678      | 865,926m | ▲22 | 10,281m |

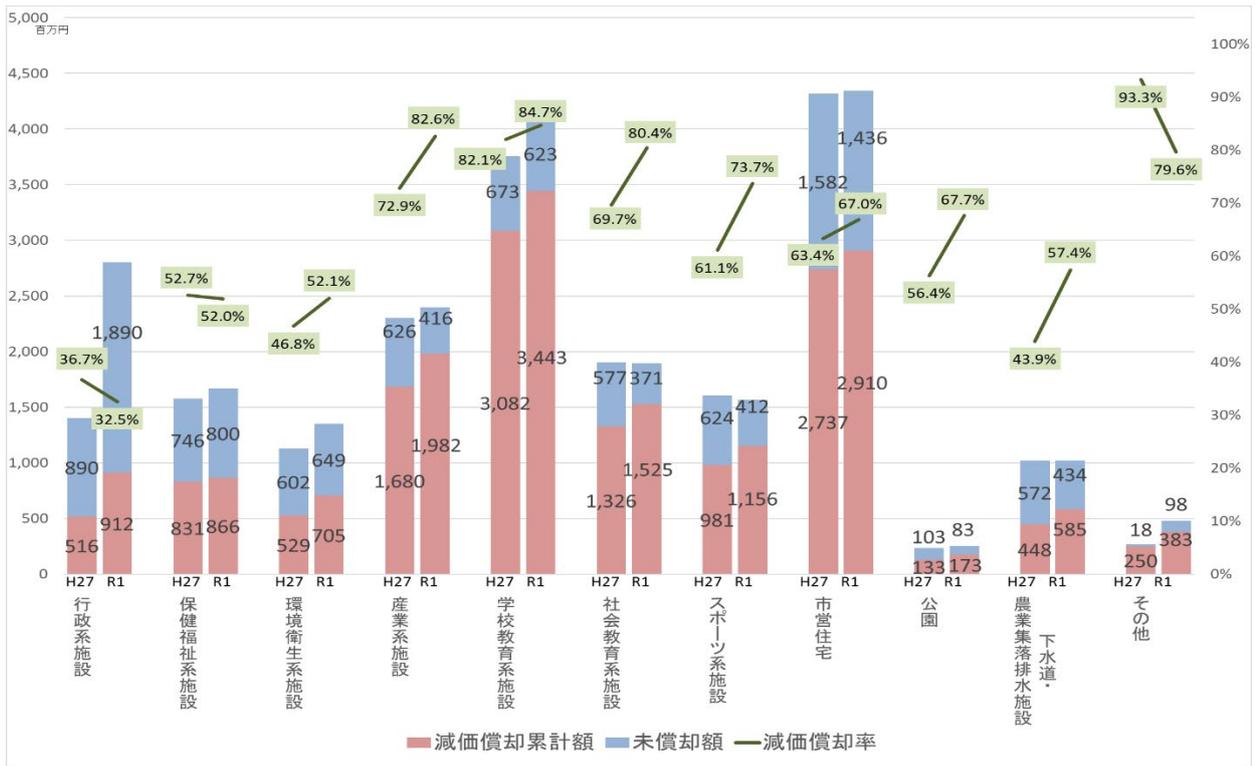
※平成 28 年度策定時は、平成 27 年度末固定資産台帳に基づく数値

※令和 3 年度改訂時は、各インフラ台帳等に基づく令和 2 年度末数値

### (3) 有形固定資産減価償却率の推移

有形固定資産減価償却率は、資産の減価償却がどの程度進んでいるかを指標化することにより、その資産の経年の程度を把握することができるものです。一般的に、施設の老朽化が進めば減価償却率は上昇（悪化）し、除却や更新等を実施すれば減価償却率は減少（改善）しますが、施設類型毎の推移では、除却を伴わない新規整備は未償却額のみが増加し、整備規模によっては減価償却率が改善したように見えるので注意が必要です。

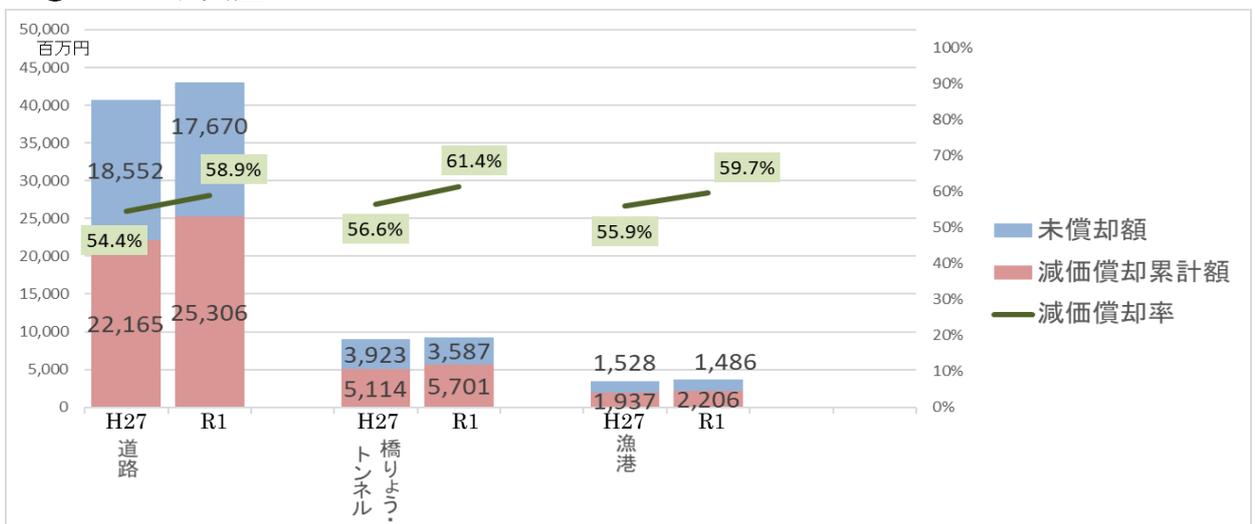
#### ①公共施設(建物)



令和3年度改訂時に減価償却率の改善が図られた施設分類は、行政系施設と保健福祉系施設で、津波避難タワーの整備（除却を伴わない整備）とおひさま保育所の整備（染井保育所・安芸保育所の統合）が要因となっています。

また、産業系施設と学校教育系施設、社会教育系施設は減価償却率が8割を超えており、早急に老朽化対策を検討する必要があります。

#### ②インフラ資産



#### (4) 過去に行った対策の実績

各施設等の個別計画や本計画に基づいて実施した対策は次のとおりです。これらの他にも維持補修や普通建設事業はありますが、老朽化した施設の長寿命化や予防保全の観点を持った取組、公共施設マネジメントの視点に立った取組により実施した対策を対象としています。

##### ①長寿命化対策等の実績

##### 公共施設等

| 施設名称                        | 小分類   | 延床面積<br>(㎡) | 建築年月日<br>(西暦) | 計画名等        | 対策       | 実施年度  | 事業費<br>(円) |
|-----------------------------|-------|-------------|---------------|-------------|----------|-------|------------|
| 染井町1番団地<br>(No.3・No.4)      | 改良住宅  | 166.64      | 1982/1/31     | 公営住宅等長寿命化計画 | 屋根改修工事   | 平成26  | 5,835,240  |
| 桜ヶ丘町第2団地1号棟                 | 公営住宅  | 1,574.00    | 1978/12/15    | 公営住宅等長寿命化計画 | 屋上防水工事   | 平成27  | 8,100,000  |
| 染井町1番団地<br>(No.1・No.2)      | 改良住宅  | 166.64      | 1982/1/31     | 公営住宅等長寿命化計画 | 屋根改修工事   | 平成27  | 12,420,000 |
| 染井町12番団地<br>(No.5・No.6)     | 改良住宅  | 166.64      | 1982/1/31     | 公営住宅等長寿命化計画 | 屋根改修工事   | 平成27  |            |
| 千歳町団地                       | 公営住宅  | 1,500.96    | 1977/10/15    | 公営住宅等長寿命化計画 | 屋上防水工事   | 平成28  | 6,573,960  |
| 染井町12番団地<br>(No.21・No.22)   | 改良住宅  | 166.64      | 1981/12/31    | 公営住宅等長寿命化計画 | 屋根改修工事   | 平成28  | 12,204,000 |
| 染井町12番団地<br>(No.23・No.24)   | 改良住宅  | 166.64      | 1981/12/31    | 公営住宅等長寿命化計画 | 屋根改修工事   | 平成28  |            |
| 津久茂町第2団地                    | 公営住宅  | 1,666.80    | 1985/9/30     | 公営住宅等長寿命化計画 | 屋根外壁改修工事 | 平成30  | 31,889,160 |
| 千歳町団地                       | 公営住宅  | 1,500.96    | 1977/10/15    | 公営住宅等長寿命化計画 | 外壁改修工事   | 平成30  | 24,659,640 |
| 宝永町障害者向け団地                  | 公営住宅  | 354.88      | 1983/3/25     | 公営住宅等長寿命化計画 | 屋根外壁改修工事 | 令和元   | 6,523,000  |
| 染井町11番団地<br>(No.159・No.160) | 改良住宅  | 168.60      | 1988/6/8      | 公営住宅等長寿命化計画 | 屋根外壁改修工事 | 令和元～2 | 18,271,000 |
| 染井町11番団地<br>(No.161・No.162) | 改良住宅  | 168.60      | 1988/6/8      | 公営住宅等長寿命化計画 | 屋根外壁改修工事 | 令和元～2 |            |
| 染井町12番団地<br>(No.9・No.10)    | 改良住宅  | 168.60      | 1984/5/31     | 公営住宅等長寿命化計画 | 屋根外壁改修工事 | 令和元～2 | 18,557,000 |
| 染井町12番団地<br>(No.11・No.12)   | 改良住宅  | 168.60      | 1984/5/31     | 公営住宅等長寿命化計画 | 屋根外壁改修工事 | 令和元～2 |            |
| 桜ヶ丘町第2団地1号棟                 | 公営住宅  | 1,574.00    | 1978/12/15    | 公営住宅等長寿命化計画 | 外壁改修工事   | 令和2   | 62,557,000 |
| 桜ヶ丘町第2団地2号棟                 | 公営住宅  | 1,625.52    | 1979/3/31     | 公営住宅等長寿命化計画 | 外壁改修工事   | 令和2   |            |
| 橋の元公園便所                     | 公園内施設 | 13.36       | 2012/3/16     |             | 外壁塗装     | 令和2   | 201,850    |
| 港町公園便所                      | 公園内施設 | 13.36       | 2014/3/28     |             | 外壁塗装     | 令和2   | 201,850    |

##### インフラ資産

| 路線名    | 施設名  | 施設延長<br>(m) | 計画名等       | 対策        | 実施年度    | 事業費<br>(円) |
|--------|------|-------------|------------|-----------|---------|------------|
| 市道上尾川線 | 学校前橋 | 17.4        | 橋梁長寿命化修繕計画 | 主部材：断面修復工 | 平成29～30 | 7,624,800  |
| 市道大江線  | 天神橋  | 66.2        | 橋梁長寿命化修繕計画 | 主部材：塗装塗替工 | 令和元～2   | 39,138,000 |

## ②集約化・複合化の実績

| 施設名称  | 延床面積<br>(㎡) | 建築年月日<br>(西暦) | 取得価格<br>(円) |     | 施設名称      | 延床面積<br>(㎡) | 建築年月日<br>(西暦) | 実施年度 | 取得価格<br>(円) |
|-------|-------------|---------------|-------------|-----|-----------|-------------|---------------|------|-------------|
| 染井保育所 | 616.41      | 1974/3/30     | 32,400,000  | 集約化 | 安芸おひさま保育所 | 1613.49     | 2017/6/9      | 平成29 | 621,766,800 |
| 安芸保育所 | 1216.39     | 1992/4/1      | 241,156,990 |     |           |             |               |      |             |

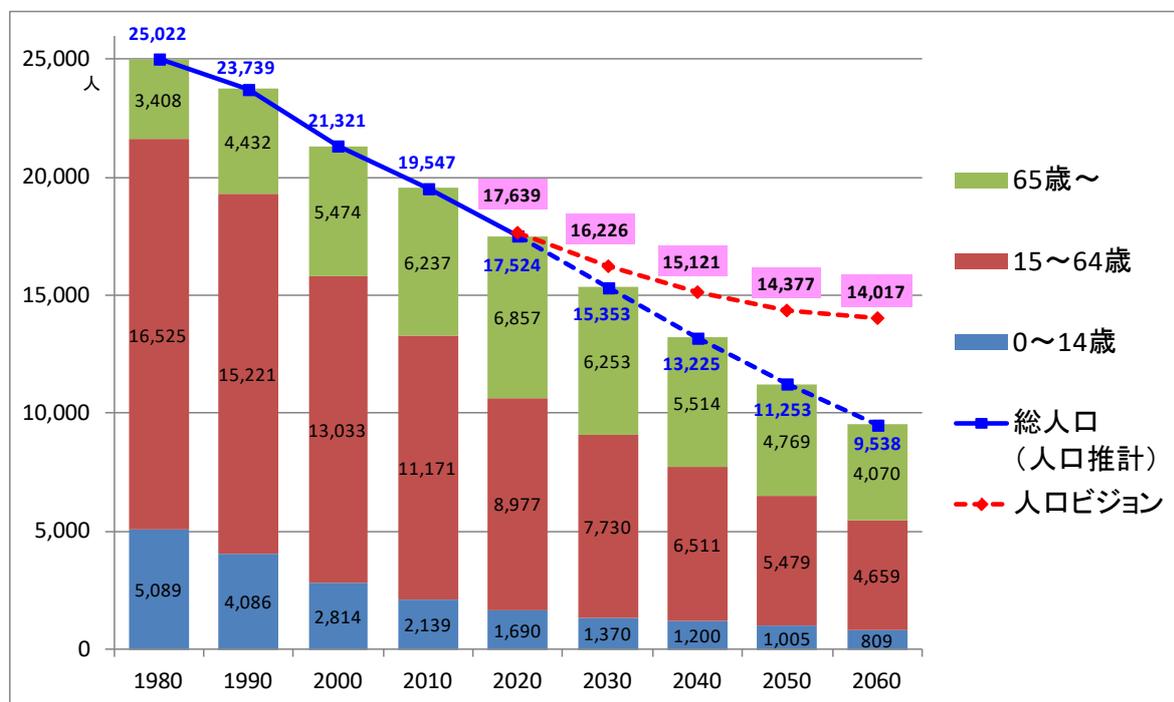
## ③除却等の実績

| 施設名称      | 小分類    | 延床面積<br>(㎡) | 建築年月日<br>(西暦) | 実施年度 | 事業費<br>(円) | 備考 |
|-----------|--------|-------------|---------------|------|------------|----|
| 旧火葬場      | 火葬場    | 161.55      | 1971/12/25    | 平成29 | 19,980,000 | 解体 |
| 旧栃ノ木公民館   | 公民館    | 1,977.00    | 1972/3/31     | 平成29 | 2,904,120  | 解体 |
| 旧学童保育所    | 学童保育所  | 84.36       | 1970          | 平成29 | 858,600    | 解体 |
| 伊尾木団地     | 公営住宅   | 268.70      | 1968          | 平成30 | 4,590,000  | 解体 |
| 日ノ出町団地    | 公営住宅   | 225.80      | 1955          | 平成30 | 3,110,400  | 解体 |
| 桜ヶ丘教育センター | 教育センター | 132.90      | 1980/3/30     | 平成30 | 4,298,400  | 解体 |
| 桐ヶ内団地     | 公営住宅   | 1,039.68    | 1971・1972     | 令和元  | 19,316,000 | 解体 |

## (5) 人口の現状と課題

### 人口の推移と将来人口推計

(安芸市まち・ひと・しごと創生総合戦略「人口ビジョン編」より)



安芸市の人口は、国勢調査では1947年(S22)の32,422人が最も多く、1960年(S35)までは約3万人を維持していましたが、その後の高度経済成長期には人口が急減。1970年(S45)から1985年(S60)には、戦前の人口規模である2万5千人程度で安定していたものの、バブル経済期に再び減少に転じて以降一貫して減少し、2010年(H22)にはピーク時の約6割にあたる19,547人となっています。

国立社会保障・人口問題研究所の推計を基本とし、安芸市の実情を加味して修正を加えた将来人口推計(グラフ中青い点線)によると、2060年には9,538人まで減少すると見込まれています。

そこで、「人口減少問題の克服」と「成長力の確保」を目指した、国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の地方版として、平成27年度に「安芸市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しています。同戦略の基本目標には、①産業振興により安定した雇用を創出する。②安芸市へ新しい人を呼び込む。③若い世代が安心して、結婚、出産、子育てができるまちをつくる。④時代に応じた地域社会をつくる。を掲げており、人口ビジョン(グラフ中赤い点線)では、出生率の回復と若年層の移住を促進することで、2060年の人口の将来展望を14,000人としています。

## 将来人口推計の小学校区別内訳

|                                   | 年    | 下山   | 伊尾木   | 川北    | 土居    | 井ノ口   | 穴内   | 赤野    | 東川    | 安芸第一  | 合計     |
|-----------------------------------|------|------|-------|-------|-------|-------|------|-------|-------|-------|--------|
| 人<br>口<br>(人)                     | 2010 | 550  | 1,252 | 3,306 | 1,971 | 2,325 | 849  | 1,351 | 182   | 7,761 | 19,547 |
|                                   | 2015 | 514  | 1,179 | 3,102 | 1,883 | 2,196 | 798  | 1,263 | 154   | 7,468 | 18,564 |
|                                   | 2020 | 477  | 1,099 | 2,912 | 1,786 | 2,059 | 743  | 1,176 | 127   | 7,134 | 17,524 |
|                                   | 2025 | 441  | 1,019 | 2,731 | 1,680 | 1,913 | 687  | 1,090 | 104   | 6,762 | 16,439 |
|                                   | 2030 | 405  | 939   | 2,559 | 1,570 | 1,764 | 630  | 1,009 | 85    | 6,382 | 15,353 |
|                                   | 2035 | 372  | 866   | 2,398 | 1,462 | 1,616 | 573  | 924   | 69    | 5,995 | 14,285 |
|                                   | 2040 | 338  | 791   | 2,238 | 1,352 | 1,475 | 516  | 840   | 57    | 5,609 | 13,225 |
|                                   | 2045 | 308  | 722   | 2,076 | 1,246 | 1,340 | 463  | 761   | 47    | 5,233 | 12,203 |
|                                   | 2050 | 279  | 660   | 1,924 | 1,147 | 1,219 | 418  | 691   | 41    | 4,870 | 11,253 |
|                                   | 2055 | 254  | 604   | 1,777 | 1,056 | 1,112 | 381  | 629   | 34    | 4,511 | 10,364 |
| 2060                              | 234  | 553  | 1,642 | 973   | 1,014 | 350   | 575  | 31    | 4,162 | 9,538 |        |
| 高<br>齢<br>者<br>比<br>率<br>(%)      | 2010 | 35.8 | 34.3  | 41.2  | 30.7  | 34.4  | 34.0 | 35.5  | 68.2  | 29.2  | 31.9   |
|                                   | 2060 | 42.8 | 43.3  | 47.8  | 42.0  | 44.5  | 47.4 | 48.3  | 75.2  | 42.2  | 42.7   |
| 生<br>産<br>年<br>齢<br>人<br>口<br>(人) | 2010 | 308  | 696   | 1,830 | 1,143 | 1,300 | 496  | 772   | 57    | 4,546 | 11,171 |
|                                   | 2060 | 113  | 267   | 846   | 479   | 482   | 156  | 252   | 13    | 2,051 | 4,659  |
| 児<br>童<br>数<br>(人)                | 2010 | 18   | 51    | 167   | 97    | 98    | 25   | 45    | 2     | 383   | 886    |
|                                   | 2060 | 9    | 19    | 59    | 35    | 33    | 12   | 18    | 1     | 146   | 332    |

※集計の都合上校区別人口を足し合わせても合計数と整合しない。

※高齢者比率は校区ごとの65歳以上の人口が校区別人口に占める割合。

※児童数は6歳以上～12歳未満の人口。(2010年の人数は理論計算値で実数と整合しない)

年齢階層別の人口構造も変わってきており、生産年齢人口(15～64歳)は、1980年(S55)の16,525人から2060年には4,659人まで減少する見込みです。高齢者人口(65歳以上)の割合は、1980年の13.6%から2060年には42.7%まで増加する見込みです。年少人口(15歳未満)は、1980年の5,089人から2060年には809人と見込まれており、2010年からの50年間で約4割まで減少する見込みとなっています。

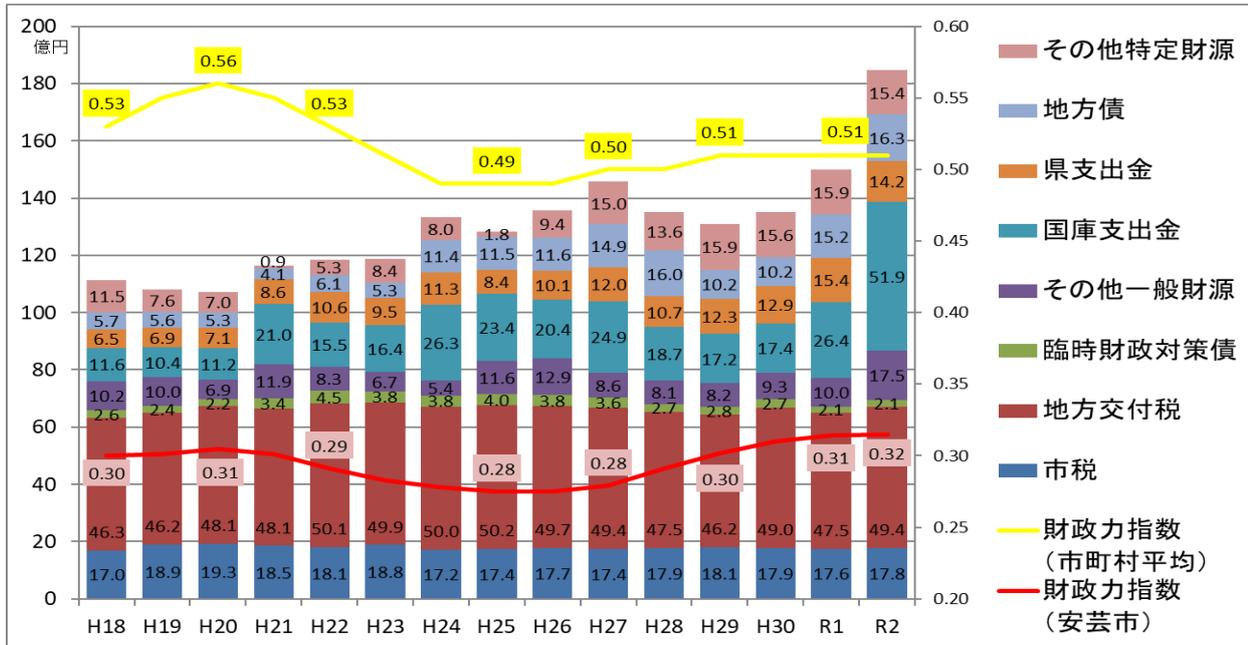
このように、人口減少・少子高齢化の進行に伴う公共施設等の利用需要の変化への対応が今後の課題となりますが、「安芸市総合計画」や「安芸市まち・ひと・しごと創生総合戦略」と連動させながら、相乗効果が発揮できる公共施設等の在り方を検討していきます。

## (6) 財政の現状と課題

### ① 決算の推移

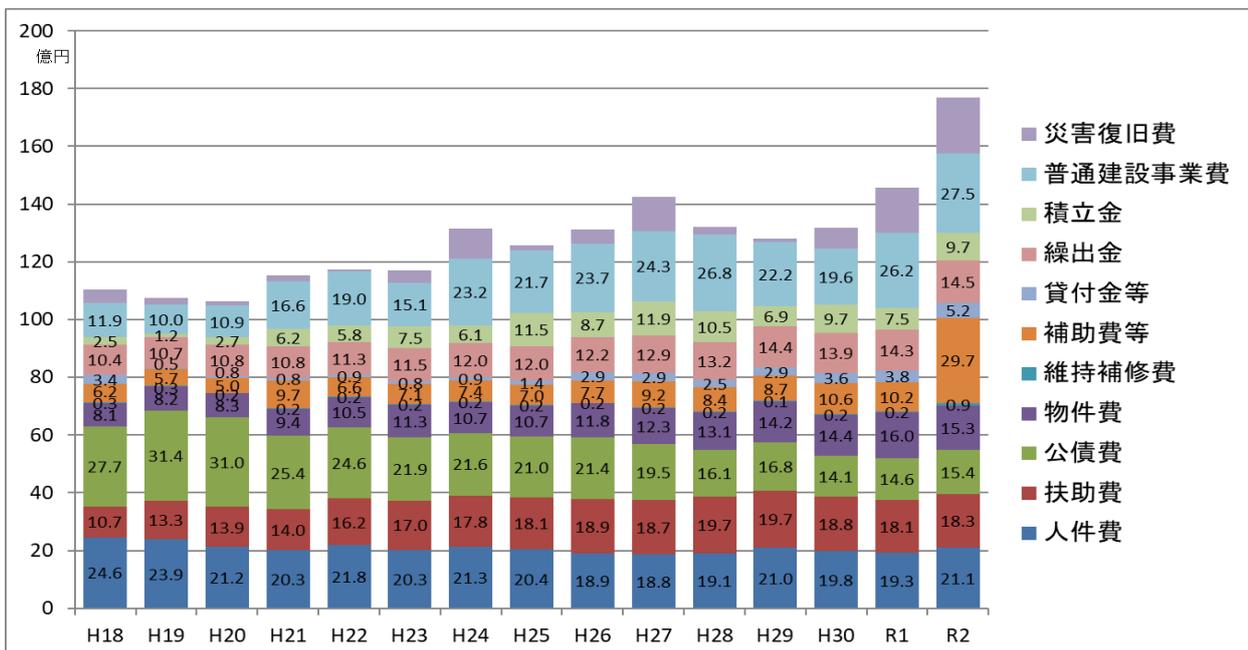
#### 歳入決算額の推移（普通会計）

歳入は、依存財源が7割以上を占めており、市税収入も横ばいで、平成18年から27年の10年間の財政力指数も0.29と自主財源が乏しい構造にあります。令和2年の財政力指数は0.32と増加していますが、市町村平均と比較すると依然低い数値にあります。



#### 歳出決算額の推移（普通会計）

歳出は、過去の施設整備等に係る市債の返済である公債費が占める割合が大きく、義務的経費(人件費+扶助費+公債費)が財政を圧迫していました。近年は公債費が圧縮されましたが、社会保障関係経費である扶助費が増加するなど依然として予断を許さない状況です。



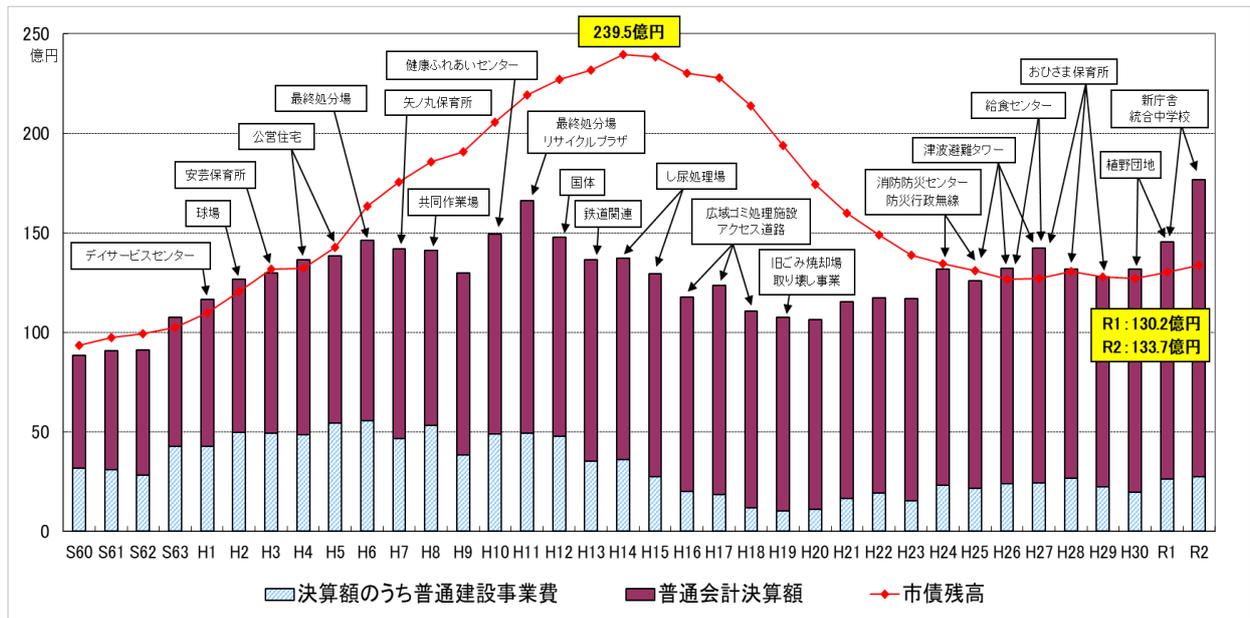
## ②財政健全化の取組み

### 決算額と市債残高の推移（普通会計）

安芸市はこれまで、山積した緊急課題やバブル崩壊後の国の景気対策に連動して、多くの生活関連施設の整備を連年実施してきたことや、多様化・複雑化する市民ニーズと相まって行政経費が肥大化したことで、財源を市債発行に依存した施設整備を行ってきました。

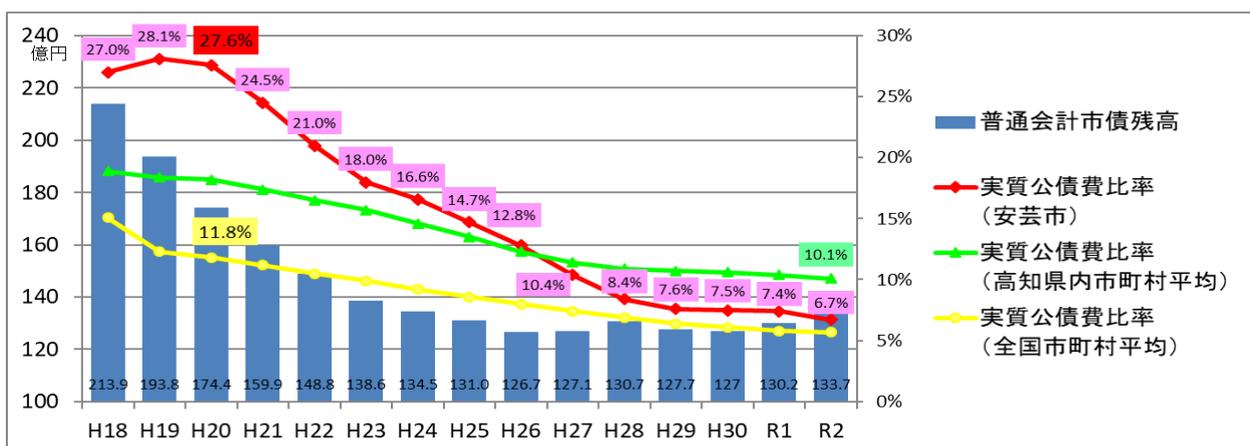
その結果、平成 14 年度には市債残高は 239.5 億円にまで増大し、これら市債の返済が歳出を圧迫することで、財政悪化を招きました。

これを受け、平成 15 年度に策定した『安芸市緊急財政健全化計画（アクションプラン）』以降、三次にわたる財政健全化計画に基づき行財政改革に継続して取り組んできました。



### 市債残高と実質公債費比率の推移

平成 20 年度決算から適用となった「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、実質公債費比率が早期健全化基準の 25% を上回ったことから、早期健全化団体に指定されました。翌年度には基準を下回り、近年は高知県内市町村平均以下、全国市町村平均と同程度に推移するまで改善しましたが、今後は、新庁舎や統合中学校建設といった大型事業に伴う市債発行により、市債残高の増加が見込まれていることから、財政健全化の取組みを継続しなければなりません。

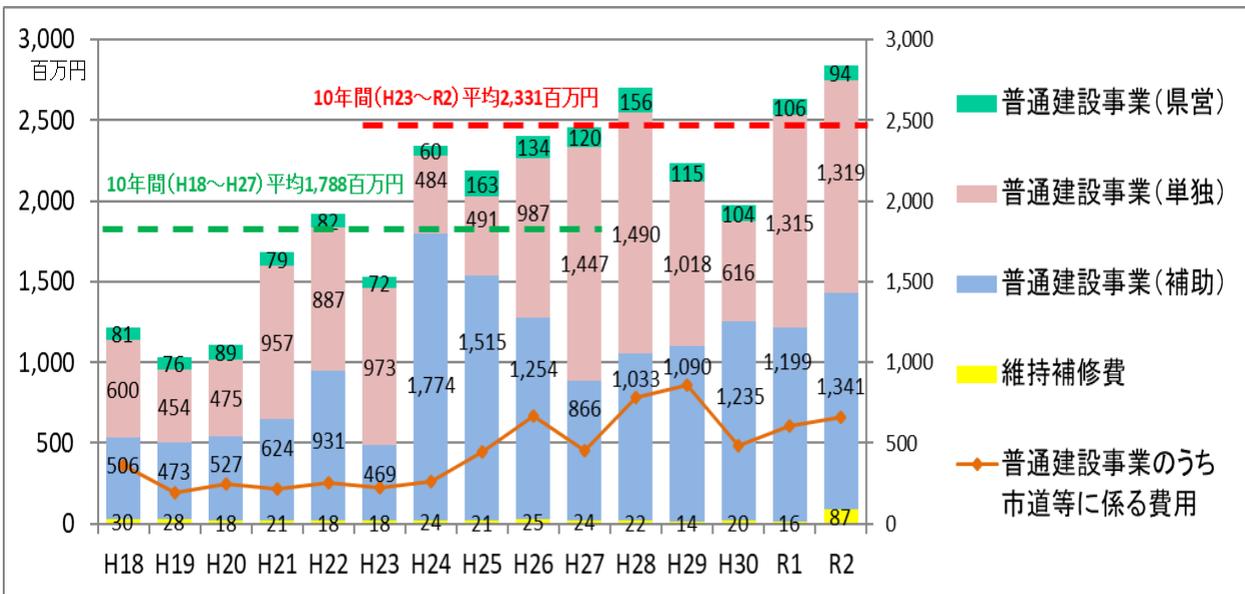


## 4. 今後の更新費用等の見込み

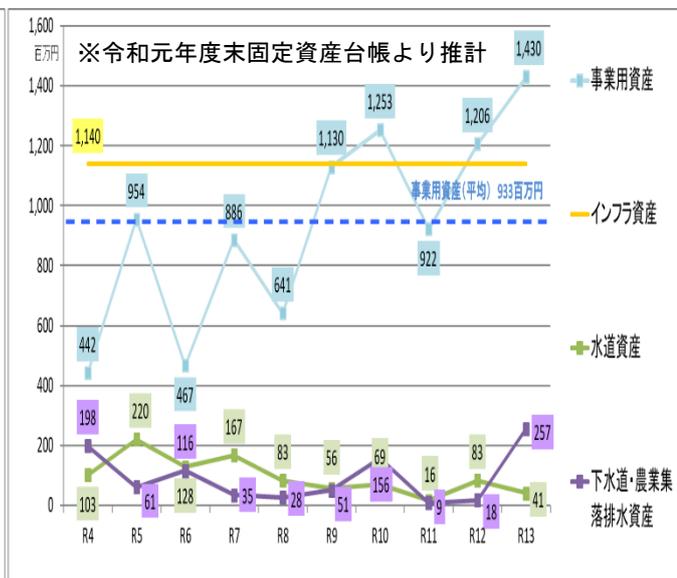
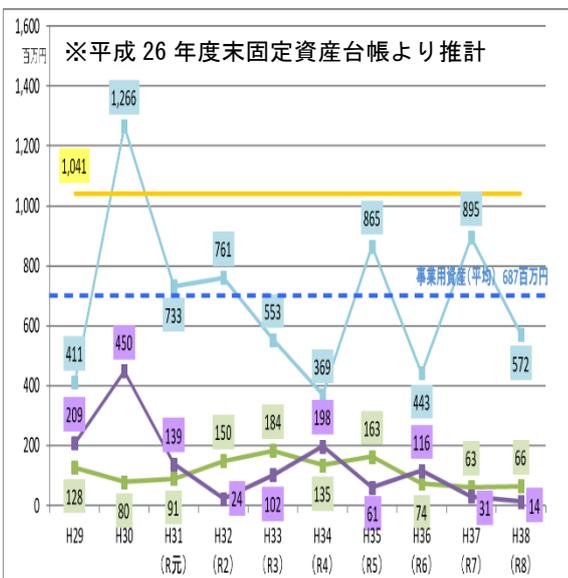
### ①維持補修費と普通建設事業費の推移（普通会計）

平成 18 年から 27 年の 10 年間の維持補修費と普通建設事業費との合計額の平均は 17 億 8 千 8 百万円となっています。平成 15 年度からの財政健全化の取組みにより、平成 19 年度の普通建設事業費の決算額は昭和 60 年以降で最少の決算額です。

平成 23 年から令和 2 年の 10 年間では、維持補修費と普通建設事業費との合計額の平均は 23 億 3 千 1 百万円となっています。これは、普通建設事業費を圧縮してきたことによる施設の更新や老朽化対策が不十分であった状況が影響を及ぼしています。また、近年は単独の普通建設事業費が増加しており、補助事業と比較すると財政負担が大きくなることから財源確保に努めるなど、今後の予算確保の在り方について検討が必要となっています。



### ②更新費用の推計



| 資産分類             | H28年度末   | H29~38(R8)年度 | H39(R9)年度以降 | ⇒ | R3年度末              | R4~R13年度      | R14年度以降          |
|------------------|----------|--------------|-------------|---|--------------------|---------------|------------------|
|                  | 減価償却済累計額 | 平均減価償却済額     | 更新費用累計額     |   | 減価償却済累計額           | 平均減価償却済額      | 更新費用累計額          |
| 事業用資産(注③)        | 7,685    | 687          | 12,083      |   | 12,066<br>(+4,381) | 933<br>(+246) | 12,303<br>(+220) |
| 水道資産             | 864      | 113          | 3,145       |   | 1,242<br>(+378)    | 97<br>(▲16)   | 3,912<br>(+767)  |
| 下水道・<br>農業集落排水資産 | 1,633    | 134          | 9,364       |   | 2,575<br>(+942)    | 93<br>(▲41)   | 9,436<br>(+72)   |

※インフラ資産(注④)は、整備年度が不明な資産があるため更新費用の推計が正確にできないことから、平成26年度・令和元年度中の減価償却額を目安として推計する。

統一的な基準による地方公会計制度のもと整備を進めてきた固定資産台帳を基に、減価償却の考え方から、下記の条件により平成28年度策定時及び令和3年度改訂時における将来の更新費用を推計しています。

- ・事業用資産は、耐用年数が経過(減価償却が完了)した資産と今後10年間のうちに減価償却が完了する資産の取得価格の合計
- ・インフラ資産は、平成28年度策定時は平成26年度、令和3年度改訂時は令和元年度中の減価償却額を基準にした10年分の費用
- ・水道・下水道・農業集落排水は、管路等は耐用年数が50年ですが、設備や機械等は10~20年と短く、劣化状況を判断しながら定期的な機器更新などのメンテナンスが必要であることや地方公営企業法の適用による企業会計として経営戦略に基づく更新等に取組むため推計から除外

| 平成28年度策定時            |   | ⇒          | 令和3年度改訂時                   |                     |                            |
|----------------------|---|------------|----------------------------|---------------------|----------------------------|
| H18~H27の<br>普通建設事業費等 | < |            | H29~R8の<br>必要更新費用          | H23~R2の<br>普通建設事業費等 | <                          |
| 17,876 百万円           |   | 24,960 百万円 | 23,312 百万円<br>(+5,436 百万円) |                     | 32,974 百万円<br>(+8,014 百万円) |

平成28年度策定時と令和3年度改訂時のいずれにおいても、必要更新費用が普通建設事業費等を上回っており、令和3年度改訂時では、必要更新費用が平成28年度策定時から8,014百万円増加しています。これらは、減価償却が進む早さに対し、施設の更新や老朽化対策が不十分であったことが要因となっています。

しかしながら、耐用年数が経過したからといって、施設等の更新が直ちに必要となるということではありません。施設等の現状を把握・分析し適切な維持管理を行うことで、耐用年数を超えた施設利用が可能となり、そのためにも中長期的な視点を持った長寿命化対策等が必要となってきます。

注③ 事業用資産：建物だけでなく、建物付属設備・工作物・機械器具・車両などを含む

注④ インフラ資産：市道、農道、林道、橋梁、トンネル、漁港

### ③長寿命化対策を反映した場合の見込み・対策の効果額

本市の令和元年度有形固定資産減価償却率は61.3%と、全国平均63.4%（注⑤）を下回っていますが、対策が必要な施設は学校教育系施設や市営住宅などが多くある状況です。老朽化した施設については、予防保全の観点をもった修繕や長寿命化工事など施設利用年数を伸ばす対策（以下「予防保全」という。）による機能・性能の改善効果が費用に対し十分に見込まれないことから、事後保全による適切な修繕を行うことが効率的であると考え、各年度で確保できる予算の範囲内で対応することとし、その取組体制の構築を検討していきます。

一方、築年数の浅い施設については、予防保全の効果が十分に期待できることから優先的に検討を開始し、市営住宅植野団地をモデルケースに予防保全を実施した場合としない場合の費用について試算しました。試算では、法定耐用年数経過時に単純更新した場合（47年）と施設の利用年数を伸ばすことに着目し、劣化や破損が躯体に影響を及ぼす部位（主に屋根や外壁）に係る予防保全及び設備等が機能・性能を維持するための定期更新をした場合（70年（公営住宅法で定める耐用年限）を利用目標に設定）を試算したうえで単年度当たりの費用を比較しています。

|                          |                       |   |           |
|--------------------------|-----------------------|---|-----------|
| 建物名称                     | 植野団地                  |   |           |
| 構造                       | 鉄筋コンクリート造 2階建         |   |           |
| 延床面積                     | 825.60 m <sup>2</sup> |   |           |
| 建築年月日                    | 平成30年7月27日            |   |           |
| 建築価格                     | 207,229千円<br>(直接工事費)  |   |           |
| 対策の方法                    | 予防保全                  | < | 事後保全      |
| 利用年数                     | 70年                   |   | 47年       |
| 累計費用<br>※躯体に影響しない修繕費用は除く | 279,815千円             |   | 207,229千円 |
| 単年度当たり                   | 3,988千円               |   | 4,409千円   |
| 効果額                      | <b>△421千円（△9.5%）</b>  |   |           |

※予防保全の費用は、国土交通省監修による「建築物のライフサイクルコスト（平成31年版）」を参考に、市が独自に推計した値

※躯体に影響しない部位等の修繕はいずれも必要となるため試算から除外

この試算を踏まえ、築年数の浅い施設に係る予防保全の取組は費用効果が10%程度期待できることから、平成27年以降に供用開始された施設についても同様の考えにより対策をし、建築及び保全コストを単年度当たり10%削減することを目指していきます。

注⑤ 出典：令和元年度財政状況資料集

## 5. 予防保全の取組について

### ① 予防保全の取組の確立

施設の適正な保全やライフサイクルコストの削減にあたっては、予防保全の取組が有効であると考えられることから、平成 27 年以降に供用開始された施設については、定期的な点検・診断に基づき、計画的な修繕・更新等を実施するなどメンテナンスサイクルを構築し、全庁的な運用方法の確立に努めていきます。

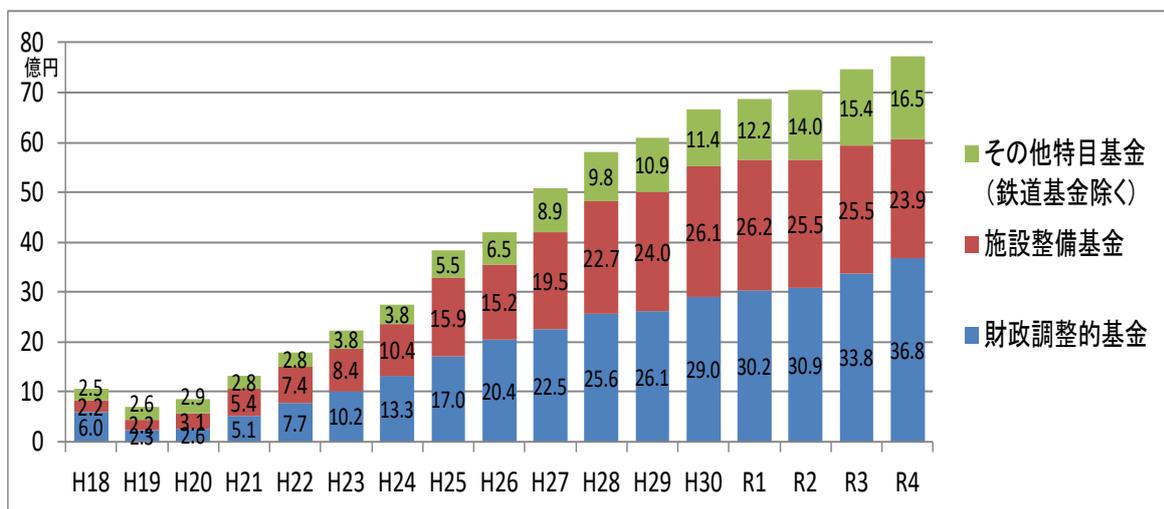
こうした取組により、公共施設等の保全に係る事業費を平準化することで財政運営の持続可能性を確保していきます。

### ② 基金の活用について

これまでの施設整備では、事業費の財源に多額の市債発行をしてきたことで財政悪化を招いたことから、これまでの財政運営を教訓とし、今後は安易な市債発行を行うことなく更新等の老朽化対策に取り組めます。

世代間の負担の公平性の観点から一定の市債発行は必要ですが、財政健全化の取組みとして将来を見据えた基金の積立てをこれまでに実施してきており、今後も計画的な基金積立を継続していきます。

とりわけ予防保全の取組を確立していくためには、財源の確保が重要であることから、施設整備基金を活用し、予防保全の対象となる施設の建築価格から積算した一定割合を毎年度積立することとし、更新等における財源とすることで財政負担の軽減を図ります。



## 6. 総合的かつ計画的な管理に関する基本的な考え方

### (1) 計画期間

平成 29 年度から令和 8 年度までの 10 年間を計画期間とします。

なお、計画期間中であっても状況に応じ適宜修正するものとします。

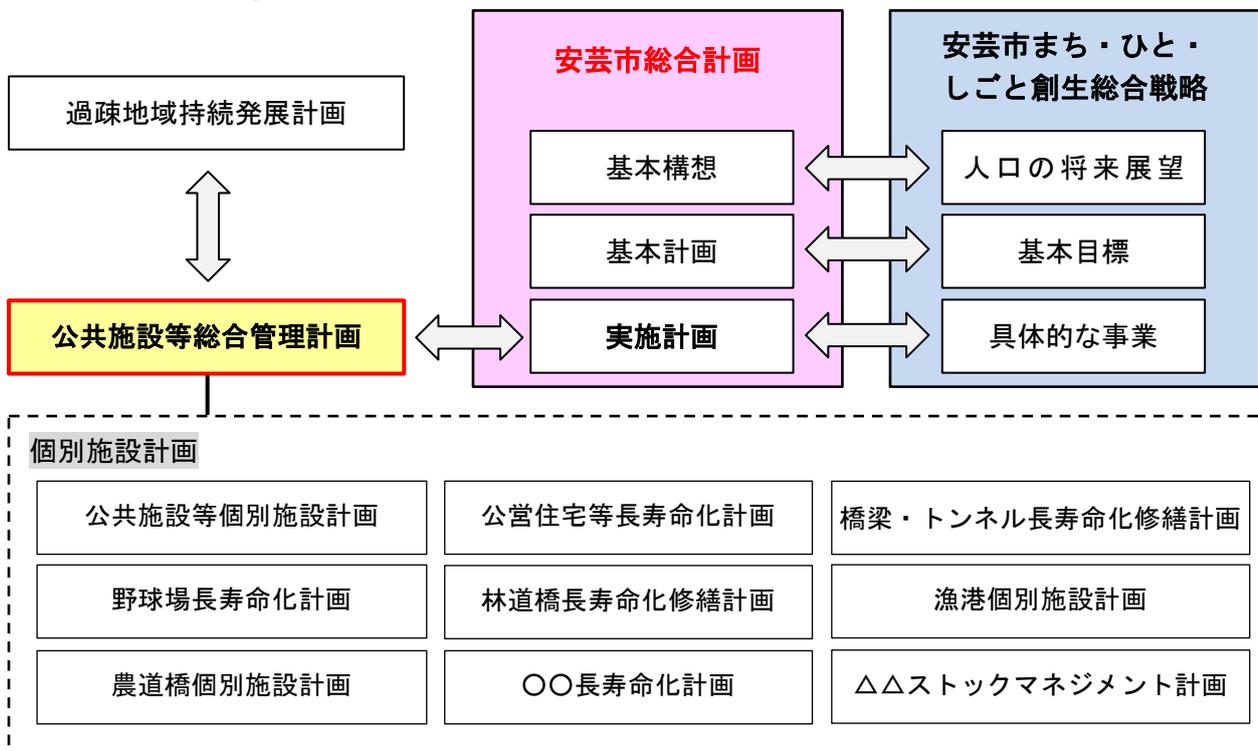
### (2) 計画の位置付け

市の行政計画の最上位に位置する「安芸市総合計画」は、市の将来のまちづくりや行財政運営を総合的かつ計画的に推進するための指針となっており、同計画と連動させながら「安芸市まち・ひと・しごと創生総合戦略」で人口減少問題の克服に取り組んでいます。

本計画は、これらの計画と連動させながら、安芸市の保有する全ての施設における、今後の施設マネジメントの推進に関する基本的な考え方を示したものです。

個別施設の具体的な老朽化対策等については順次個別施設計画を策定し、その中で方針等を示すこととします。

本計画中で今後の更新費用等の見込みを示しましたが、あくまで機械的な試算となっており、実態に即した事業実施時期や事業費の見込みについては、実施計画（計画期間 3 年間、毎年度見直し）の策定過程で、具体的に把握することとし、予算編成等に反映させていきます。



### (3) 推進体制

- ・本計画は企画調整課財政係が所管するものとします。
- ・本計画の推進を着実に実施していくためには、全庁的な取組体制の構築が不可欠であることから、安芸市公共施設等総合管理計画運営委員会を設置しました。委員会では、中長期的な視点に立った施設管理や財政負担の軽減・平準化といった公共施設マネジメントの更なる推進を検討するとともに、公共施設マネジメントの取組に応じた評価を実施し、本計画の充実を図ります。
- ・老朽化した施設については、施設点検から修繕優先度判定、修繕計画の作成、修繕、修繕記録の保存までのサイクル設定及び評価できる体制の構築に取り組みます。
- ・地方公会計における固定資産台帳の情報は、公共施設等の維持管理・更新等の中長期的な費用の推計に活用できることから、効率的・効果的な取組に資する活用方法を検討します。
- ・現状把握や課題認識を全庁的に共有するため、定期的に研修を実施します。

### (4) 基本方針

- ・施設管理者としての責任を果たすべく、不慮の事故の発生や住民サービスに支障をきたすことが無いよう、日頃から適切な維持管理に努めます。
- ・老朽化の進行状況は施設等の置かれている条件によって異なってくることから、施設管理者は日常業務の中で点検を心掛けるとともに、定期的な診断を実施することとします。

#### ①公共施設等

- ・公共施設等の施設数や延床面積については、今後10年間で人口が10%程度減少することが予想されていることを念頭に、30年後、50年後を見越した最適な総量管理に努めます。
- ・健全な財政運営を継続するには更新費用等を圧縮することが不可欠であり、新規整備・更新等を実施する場合は、施設の複合化・集約化を検討することを基本とし、管理・運営方法の効率化にも重点を置いた制度設計に取り組みます。
- ・事故を未然に防ぐだけでなく、限られた予算では突発的な修繕等に対応しきれない恐れがあることから、「予防保全」の観点を持った修繕等を推進することで、施設の延命化を図り、トータルコストの縮減や予算の平準化に努めます。
- ・用途廃止した施設で、利活用や売却等が見込めない場合は、老朽化により周辺環境へ悪影響を及ぼすことを防ぐために取壊しを基本とします。
- ・民間活力の導入として、現在採用している指定管理者制度だけでなく、PPP/PFI（注⑥）などについても、先進事例を参考にしながら検討します。
- ・将来的には、施設配置の最適化を議論するにあたり、隣接する市町村との連携など広域的視野に基づく施設整備についても検討します。
- ・ユニバーサル化の推進として、新規整備や更新等を実施する場合は、ユニバーサルデザインやバリアフリーを基本とします。
- ・脱炭素化の推進として、施設・設備の省エネルギー対策では、設備等の購入・更新においてエネルギー消費効率の高い商品を選択することや、施設の新築や改築において断熱

性の高い材料の使用や自然採光等に配慮した構造を採用するほか、太陽光エネルギー等の再生可能エネルギーの導入を検討します。

## ②インフラ資産

- ・インフラ資産については、国のインフラ長寿命化基本計画の方針と歩調を合わせメンテナンスサイクルの構築に努めます。
- ・市道や農道、林道などの道路整備については、広大な中山間地域を有していることや市街地でも整備計画が残るなど、立ち遅れている現状にあり、さらには、高速道整備も予定されていることから、今後も一定の事業量が必要となる見通しです。
- ・災害に強いまちづくりを構築するうえでもインフラ整備は重要な役割を担っていると位置付けます。
- ・整備・更新等は原則として単独事業では行わず、国庫補助事業や県営事業を活用し、その割当の範囲で実施することとします。
- ・水道や下水道といった住民生活と密接しているサービスについても、今後も安定して供給できるよう、国がガイドラインを示している経営戦略の策定を通じて持続可能な経営に取組みます。

注⑥ PPP : Public Private Partnership

公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図るもの

PFI : Private Finance Initiative

PFI 法に基づき、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法